

日之影町物価高対応町内商工事業者等支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高の影響を受ける町内商工事業者等の事業継続を支援するため、日之影町物価高対応町内商工事業者等支援金（以下「支援金」という。）を給付するものとし、その給付にあたっては、日之影町臨時特例補助金等交付規則（令和8年日之影町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の給付対象者)

第2条 支援金の給付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、別表1で定めるもの以外であって、かつ次に掲げる要件を全て満たす個人事業主又は法人とする。

- (1) 支援金の給付申請時点において、町内に事業所（事業所が無い業種においては、住所）を有し、事業を行っていること。
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に規定する中小企業者、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成28年法律第48条）に規定する一般財団法人若しくは一般社団法人であること。
- (3) 支援金の受給後も事業活動を継続する意思があること。
- (4) 個人事業主であっては、次のいずれかに該当すること。
 - ア 令和6年1月1日から同年12月31日までの間の事業所得等に係る確定申告又は市町村民税・都道県民税の申告を行っており、当該事業収入が120万円（開業した日を含む直近の事業年度が12か月未満の場合は、10万円に開業した日の属する月の翌月（開業した日が当該月の初日である場合は開業した日の属する月）からの12月までの月数を乗じた金額）以上であること。
 - イ 令和7年1月1日以後に事業を開業し、申請をした日（以下、「申請日」という。）の属する月の前月までの事業収入が10万円に開業した日の属する月）から申請日の属する月の前月までの月数を乗じた金額以上であること。ただし、月数が1か月に満たない場合は、開業した日から申請日までの事業収入が10万円以上であること。
- (5) 法人にあっては、次のいずれかに該当すること。
 - ア 直近事業年度分の法人町民税の確定申告を行っており、当該事業年度における事業収入が120万円（開業した日を含む直近の事業年度が12か月未満の場合は、10万円に開業した日の属する月の翌月（開業した日が当該月の初日である場合は、10万円に開業した日の属する月）から12月までの月数を乗じた金額）以上であること。ただし、非課税法人においては、法人町民税の確定申告を行うことは要件としない。
 - イ 最初の決算月が到来しておらず、申請日の属する月の前月までの事業収入が10万円に開業し

た日の属する月の翌月（開業した日が当該月の初日である場合は開業した日の属する月）から申請日の属する前月までの月数を乗じた金額以上であること。ただし、月数が1か月満たない場合は、開業した日から申請日までの事業収入が10万円以上であること。

（6）令和6年度分の町税等及び申請日時点において納期限を迎えた令和7年度分の町税の滞納

（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項若しくは同法第15条の4第1項若しくは同法第15条の6第1項に規定する換価の猶予の期間中である者又は分割納付の誓約者（申請年度中に町税等の完納が見込まれ、町長が納付誓約書を受理したものに限る。）であつて納付計画のとおり納付されている者を除く。）がないこと。

（7）日之影町暴力団排除条例（平成23年日之影町条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者でないこと。

（8）その他支援金の給付をすることが適当でないと町長が判断する者でないこと。

（支援金の額）

第3条 支援金の額は、町内事業所等1か所につき30,000円以内を基本とし、従業員等の数、または、従業員等の数に個人事業主を加えた数に乗じた額とする。ただし、従業員等の数には、法人役員を含むことはできない。

（支援金の給付の申請）

第4条 支援金の給付を受けようとする給付対象者（以下、「申請者」という。）は、令和7年度日之影町物価高対応商工事業者等支援金給付申請書（様式第1号）に掲げる次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1）個人事業主にあっては、令和6年分の確定申告書類又は令和7年度町民税・県民税申告書類等の控えの写し（令和7年1月1日以後に事業を開始した者にあっては、開業届及び売上台帳等の開業から申請日までの売上が分かる書類の写し）

（2）法人にあっては、直近事業年度分の法人町民税の確定申告書類及び法人事業概況説明書の写し（現事業年度以後に事業を開始した場合にあっては法人設立届出書及び売上台帳等の開業後から申請までの売上がり分かる書類の写し、非課税法人である場合にあっては履歴事項全部証明書又は公的に認可等されていることが分かる書類の写し及び事業活動収支予算書その他直近事業年度分の事業収入が分かる書類の写し）

（3）令和6年度分の町税等の滞納がないことを証明する書類

（4）令和7年11月30日時点において、在籍する従業員等の数が分かる書類の写し（労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等。ただし、賃金台帳の写しを提出する場合は、従業員等の数を把握することを目的とすることから、賃金額が分からないように処理を施すこと。）

(5) その他町長が必要と認める書類

(申請の受付期間)

第5条 支援金の給付に係る申請の受付期間は、令和8年2月25日までとする。ただし、病気その他の理由により町長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

2 郵送による提出の場合は、受付期間内の消印のあるものを有効とする。

(支援金の給付の決定)

第6条 町長は、第4条の規定による申請があったときは、当該申請に係る処理を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、支援金の給付の可否を決定し、令和7年度日之影町物価高対応商工事業者等支援金給付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第19条の規定により、同第13条に規定する実績報告は省略できるものとする。

(支援金の給付の請求)

第8条 規則第15条の規定による支援金の給付は、給付決定に基づき令和7年度日之影町物価高対応商工事業者等支援金給付申請書（様式第1号）に記載する指定口座に振り込み給付する。

(申請の取り下げ)

第10条 前条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能などがあり、町長が確認等に努めたにもかかわらず第5条の受付期間中に申請の補正が行われず、当該申請者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。ただし、病気、災害、その他のやむ得ない理由の場合は、この限りではない。

2 その他町長が特に必要があると認めたとき。

(給付金の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正な手段により支援金の給付を受けた者に対しては、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保にしてならない。

(帳簿及び書類の整備)

第13条 申請者は、当該補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え、これらを5年間保管しておかなければならぬ。

(雑則)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
(告示の失効)
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表1

| 対象外業種等 |
|--|
| <p>① 令和7年度補正予算国の物価高騰対応重支援地方創生臨時交付金を活用した町の補助事業に申請若しくは、補助金等の交付を受ける者</p> <p>② 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院</p> <p>③ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人</p> <p>④ 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人及び同条第6号に規定する公益法人等並びに同条7号に規定する協同組合等 ただし、第2条に掲げる者を除く。</p> <p>⑤ 法人格を持たない任意団体</p> <p>⑥ 金融業または保険業（保健媒介代理業及び保健サービス業を除く。）</p> <p>⑦ 取立業（公共料金又はこれに準ずるものに集金・取立業を除く。）</p> <p>⑧ 不動産貸付業、貸家業又は駐車場業</p> <p>⑨ 地方自治法第（昭和22年法律第67号）244条の2第3項の規定に規定する指定管理者が行う公の施設の管理業務</p> <p>⑩ 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第18条の2の第2項に規定する家内労働者等</p> <p>⑪ 太陽光発電事業、外国為替証拠金取引その他資産運用に類するもの</p> |